

令和7年度ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施に係る業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

このプロポーザルは、令和7年度ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施に係る業務について、受託を行い得る能力を有するだけでなく、優れた企画力と実行力のある事業者（以下「委託業者」という。）を選考するため実施するものとする。

2 事業者の選定方法

当市が定めた中学校区のうちすでに委託事業者が決定している高森台・石尾台・藤山台・岩成台地区を除いた地区（下表参照）について、公募型プロポーザル方式により、事業者の企画提案内容を審査し、最も優れた提案を行ったと認める事業者を選定する。

地区（中学校区）		
坂下地区	高蔵寺・南城地区	松原・東部・鷹来地区
柏原・中部地区	西部・味美・知多地区	

3 業務の概要

(1) 業務名

ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施に係る業務委託

(2) 委託期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施に係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める事項に係る業務。

(4) 業務経費

1,169,667円（消費税及び地方消費税等含む。）を上限とし、拠出された見積書の金額（消費税及び地方消費税等を含む）の範囲内とする。また、各業務の上限は次のと

おりとする。

ア 居場所づくり（必須業務）

91,667円（消費税及び地方消費税等含む。）を上限とする。

イ 就労準備支援（必須業務）

572,000円（消費税及び地方消費税等含む。）を上限とする。

ウ 就労準備支援に移行するための伴走支援（必須業務）

286,000円（消費税及び地方消費税等含む。）を上限とする。

エ 当事者会・家族会（任意業務）

110,000円（消費税及び地方消費税等含む。）を上限とする。

オ 住民向け講演会・研修会（任意業務）

110,000円（消費税及び地方消費税等含む。）を上限とする。

※本金額はプロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではない。

(5) 就労準備支援の業務経費

業務委託料のうち就労準備支援に係る経費は、次の表に基づいた 倍率を乗じて算出することとする。

1 か月当たりの利用者数	倍率
0 人	0
1 人～2 人	0.5
3 人以上	1

4 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

5 選定日程

委託業者選定日程は、次のとおりとする。

内 容	日にち
公募期間	令和7年4月23日（水）から5月12日（月）まで
質問書の提出期限	令和7年4月30日（水）午後5時
質問に対する回答期限	令和7年5月1日（木）

参加申出書等提出期限	令和7年5月12日（月）午後5時
企画提案書等提出期限	令和7年5月12日（月）午後5時
プレゼンテーション	令和7年5月16日（金）午前
審査結果の通知	令和7年5月中旬（予定）
見積書提出日	令和7年5月下旬（予定）
契約締結日	令和7年6月1日（予定）

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 市内業者又は準市内業者であること。

※ 市内業者とは、営業所として春日井市内に本店等を有する業者のことをいい、準市内業者とは、営業所として春日井市内に支店等を有する業者のことをいう。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 本市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月19日付け春日井市長、愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

※ ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 国税、都道府県税及び市町村税が未納でないこと。

7 質問及び回答

- (1) 質問受付

質問がある場合は、質問書（様式 8）を電子メールにより提出し、必ず電話にて担当者に受信を確認すること。

ア 提出期間

令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時まで（必着）

イ 提出先

春日井市健康福祉部地域共生推進課

E-mail chiiki@city.kasugai.lg.jp

電話 0568-85-6251

(2) 回答

質問の内容及び回答は、令和 7 年 5 月 1 日（木）までに市ホームページに掲載する。

8 参加申出書の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申出書（様式 1）

イ 会社概要書（様式 2）

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※ 発行日から 3 か月以内のもの。

※ 申出者が法人の場合、提出を要する。

エ 国税、都道府県民税及び市税に未納がないことの証明書（納税証明書等）

※ 直近 1 年度分。コピー可

(2) 提出部数

各 1 部

※ 提出書類は全て A 4 判縦向きに揃え、片面印刷で表紙を付けて左綴じとする。

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法 持参又は郵送（郵便書留に限る）

イ 提出先 〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

春日井市役所健康福祉部地域共生推進課

(4) 提出期限

令和7年5月12日（月）午後5時まで（必着）

※ 郵送の場合は、提出期限までに地域共生推進課に到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認すること。

9 企画提案の概要

仕様書の目的等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」として提出すること。

(1) 事業に対する基本的な考え方

企画提案では、ひきこもり支援についての基本的な考え方を示すとともに、本事業が担うひきこもり状態にある者に対する居場所づくりや就労準備支援等について提案すること。

(2) 実施業務

必須業務（居場所づくり、就労準備支援、就労準備支援に移行するための伴走支援）は企画提案書に記載すること。任意業務（当事者会・家族会、住民向け講演会・研修会）は、実施の有無を判断の上、実施するものに関してのみ記載すること。

(3) 運営体制

ア 個人情報の管理について記載すること。

イ 安全管理や事故対応等の体制について記載すること。

ウ 職員の質の確保（人材育成等）について記載すること。

(4) 実施方法

ア 居場所づくり

(ア) 開催する時間帯や頻度、実施場所における工夫など、ひきこもり状態にある者が来やすい環境の整備について具体的な提案をすること。

(イ) 利用者の居場所における過ごし方について具体的な提案をすること。

イ 就労準備支援に移行するための伴走支援

(ア) 伴走支援を行うための支援体制（人員の体制等）について記載すること。

(イ) 利用者の個々の状況や心情に寄り添った支援を行うとともに、自立のためのきっかけづくりを行うための具体的な提案をすること。

- (ウ) 利用者の困りごとなどに応じて、必要な支援機関と協力して支援するための具体的な提案をすること。

ウ 就労準備支援

- (ア) ひきこもり状態にある者の多様な背景や個別性の高いニーズに配慮した体制の整備について具体的な提案をすること。
- (イ) 日常生活自立（生活リズムや身だしなみ等）に向けた具体的な提案をすること。
- (ウ) 社会生活自立（あいさつやコミュニケーション等）に向けた具体的な提案をすること。
- (エ) 将来に向けた知識や経験を得るための具体的な提案をすること。
- (オ) 就労体験等を通し、周りの役に立っている、貢献していると感じられる「自己有用感」や「自己肯定感」を高め、社会参加する意欲の形成に向けた具体的な提案をすること。

エ 当事者会・家族会

当事者同士、家族同士が集まって経験や悩みを分かち合えたり、必要な学びや情報交換等を行うための具体的な提案を行うこと。

オ 住民向け講演会・研修会

ひきこもり状態にある当事者や家族への理解を深めるとともに、相談先や受けられる支援について普及啓発を図るための具体的な提案を行うこと。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式3）

A4縦向きに揃え、合計20頁以内とする。

イ 業務実施体制（様式4）

ウ 責任者及び担当者の経歴等（様式5）

責任者、担当者等の過去5年以内の実務実績を記載したもの。

エ 設置予定地の状況（様式6）

オ 見積書（任意様式）

- (ア) 消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載した書面を提出すること。

(イ) 9(2)「実施業務」に記載する業務ごとに項目を分けて見積書を作成すること。

(2) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

※副本に関しては、社名を黒塗りにすること。

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

イ 提出先 〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市役所健康福祉部地域共生推進課

(4) 提出期限

令和7年5月12日（月）午後5時まで（必着）

(5) その他

ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 企画提案書の内容については、委託者に帰属するものとする。

ウ 提案は1案とする。

エ 提出書類は、審査以外の目的には使用せず、一般に公表しない。ただし、春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。

11 プレゼンテーション

(1) 実施日及び方法

令和7年5月16日（金）午前

※会場、順番、集合場所については、別途通知する。

※参加申込数により実施日に変更になる場合がある。

(2) 出席者は3名までとする。

(3) 企画提案書以外の追加資料の配付は認めない。

(4) プレゼンテーションの時間は15分、質疑応答10分の計25分を予定しているが、参加申込数により変更する場合がある。

- (5) パソコンを使用する場合、準備は前者終了後の調整時間である 5 分以内とする。
- (6) プロジェクタ（EPSON社製 EB-485W）及びHDMIケーブルは市にて用意する。
- (7) プレゼンテーションは非公開とする。

12 審査及び契約候補者の選定

(1) 審査方法

企画提案書等の提出があった者を対象に、「ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施に係る業務委託業者選定委員会」において審査を実施する。審査は、審査基準に基づく評価点数の合計が高い順に順位をつけ、最も順位が高い事業者を契約候補者とする。なお、審査の結果、評価点数の合計が満点の 5 割未満の場合は、契約候補者として選出しない。

(2) 審査基準

別表「評価基準」のとおり

(3) 結果通知

5 月中旬を目途に提案者全員に対して文書で通知する。

(4) その他

企画提案書の提出が 1 者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

13 契約の締結

- (1) 選定委員会にて選定した契約候補者と春日井市との間で、委託内容、経費等について契約交渉を行うものとする。
- (2) 契約方法は随意契約とする。
- (3) 契約候補者が契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次の順位の事業者を契約交渉の相手方とする。
- (4) 契約手続は、春日井市契約規則(昭和40年春日井市規則第 6 号)及び春日井市入札者心得書の定めによる。

14 失格・無効

次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は委託業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 参加業者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (5) 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、参加事業者が委託業者としてふさわしくないと市長が認めたとき。
- (6) その他不正な行為があったと市長が認めたとき。

15 その他

- (1) 企画提案書の作成及び応募に要した費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出後の書類の修正又は変更は、原則として認めない。
- (3) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (4) 提出書類は原則として返却しない。ただし、審査の結果、不採用となった参加事業者の登記事項証明書及び未納の税額がないことの証明書について返却を求められたときは、返却に応じる。なお、返却期限は提出日から1年間とする。
- (5) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (6) 協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。
- (7) 提案を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式7）を提出すること。